

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年5月30日

【発行者の名称】

株式会社エンゼルグループ
(Angel Group Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 新保 光栄

【本店の所在の場所】

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢一丁目1番15号
(同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は【最寄りの連絡場所】で行っております。)

【電話番号】

該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】

該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区有楽町二丁目10番1号

【電話番号】

03-6256-0155

【事務連絡者氏名】

取締役コーポレート本部長 安藤 敏幸

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エンゼルグループ
<https://www.angel.co.jp/>

株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 2022年9月1日 至 2023年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日
売上高 (千円)	4,310,688	4,486,688	5,266,246	8,485,321	9,729,535
経常利益 (千円)	347,775	100,185	606,641	418,419	281,955
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	1,150,548	45,888	426,797	1,166,810	950,341
中間包括利益又は包括利益 (千円)	1,150,548	45,888	426,797	1,166,810	950,341
純資産額 (千円)	12,222,134	12,283,808	13,611,696	12,238,397	13,197,251
総資産額 (千円)	16,677,189	18,793,497	19,983,972	17,992,368	19,851,854
1株当たり純資産額 (円)	3,055.92	3,070.46	3,402.31	3,059.98	3,296.60
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	264.50	11.47	106.71	279.59	237.62
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.3	65.3	68.1	68.0	66.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△257,551	△282,620	△291,344	△733,872	△26,522
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△352,606	△772,444	△452,867	△225,716	△418,890
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	80,996	1,054,795	△128,447	384,080	1,009,762
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	11,675,751	11,629,135	11,321,094	11,629,404	12,193,754
従業員数 (人)	231 〔457〕	247 〔573〕	279 〔487〕	237 〔427〕	278 〔440〕

- (注) 1. 2023年1月10日開催の取締役会決議により、2023年2月6日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。このため、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第3期中及び第3期については潜在株式は存在するものの当社株式は2023年8月期において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第4期中、第4期及び第5期中については潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。
3. 第3期中の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により中間監査を受けております。
4. 第3期、第4期中及び第4期の連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により監査を受けております。
5. 第5期中の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により期中レビューを受けております。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は各期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートを吸収合併存続会社、同じく当社の連結子会社である株式会社エンゼルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
リゾート事業	279 (487)
合計	279 (487)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは宿泊部門の繁閑の差があるため、夏冬のパートタイマー、派遣社員を多数雇用しています。よって、宿泊部門の業況が臨時雇用者数の増減に関連しております。
3. 当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数（人）
36(10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加を背景に、景気は緩やかに回復しつつあります。一方で資源価格の高騰、物価上昇や今後の米国政策の動向への懸念など、先行きは不透明な状況が続いております。

リゾートを取り巻く環境としましても、インバウンド需要により活気を取り戻しております。

当社グループにおきましては、宿泊部門でお客様の視点に立った様々な施策やイベントの開催により集客を図ってまいりました。お客様の利便性向上・コスト削減のため、チェックインからチェックアウトまでフロントに立ち寄ることなくご滞在が可能なセルフチェックインシステムを全施設で導入しております。

管理部門では、マンション管理で管理棟数を7棟増やしております。別荘地管理で業務の内製化を図り外注費の圧縮によるコスト削減を進めてまいりました。この他、収益化のため、料金改定や滞納者対応等も順次進めております。

不動産部門では、社有物件の流動性を上げるための施策を行ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は5,266,246千円（前年同期比17.4%増）、営業利益は610,309千円（前年同期比529.4%増）、経常利益は606,641千円（前年同期比505.5%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は426,797千円（前年同期比830.1%増）となりました。

なお、当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は11,321,094千円で、前連結会計年度末に比べ872,659千円減少しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、291,344千円の資金の減少（前年同期は282,620千円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益639,612千円、棚卸資産の増加額719,275千円、契約負債の減少額223,416千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、452,867千円の資金の減少（前年同期は772,444千円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出468,058千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、128,447千円の資金の減少（前年同期は1,054,795千円の増加）となりました。これは主に、長期借入れによる収入162,013千円、長期借入金の返済による支出200,515千円、社債の償還による支出84,500千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、生産実績・受注状況につきましては、セグメント別の記載に代えて事業区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

区分	生産高（千円）	前年同期比（％）
その他（清酒製造）	53,615	104.2
合計	53,615	104.2

（注）金額は、製造原価によっております。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

区分	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
その他（建設施工）	161,958	145.2	27,335	71.9
合計	161,958	145.2	27,335	71.9

（注）1. グループ会社間の取引については、相殺消去しております。

2. 金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
リゾート事業	5,266,246	117.4
合計	5,266,246	117.4

（注）1. グループ会社間の取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業リスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載します。

(J-Adviserとの契約について)

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2024年11月28日開催の取締役会において、名鉄都市開発株式会社が営む名鉄赤沢別荘地の管理事業を吸収分割の方法により承継する方針を決定し、同日、名鉄都市開発株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 【中間連結財務諸表等】 (1) 中間連結財務諸表 【注記事項】 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社大林組が営む静岡県東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業を会社分割により承継する方針を決定し、同日、株式会社大林組との間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 【中間連結財務諸表等】 (1) 中間連結財務諸表 【注記事項】 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

また、この中間連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は19,983,972千円となり、前連結会計年度末に比べ132,117千円増加いたしました。これは主に、設備投資等に伴う現金及び預金の減少872,654千円、建物及び構築物の増加577,385千円、販売用不動産の増加705,356千円及び未成工事支出金の減少176,722千円によるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は6,372,275千円となり、前連結会計年度末に比べ282,327千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の増加167,114千円、流動負債のその他の減少228,221千円、企業結合に係る特定勘定の減少87,477千円及び社債の減少63,200千円によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は13,611,696千円となり、前連結会計年度末に比べ414,445千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益426,797千円による利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了 (2025年2月28日現在)

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (千円)	完成年月	完成後の増加能力
㈱エンゼル フォレスト リゾート	エンゼルフォレスト白河高原 (福島県岩瀬郡天栄村)	コテージ建築 (ガーデンテ ラス)	454,710	2024年12月	19棟増加
苗場酒造㈱	本社 (新潟県中魚沼郡津南町)	新蔵建築及び醸造機器	182,572	2024年9月	製造量20%増

(注) 当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2025年5月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,560,000	4,440,000	4,440,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	16,000,000	11,560,000	4,440,000	4,440,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権 (2024年12月12日取締役会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 4,380	(注) 1 4,360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 219,000	(注) 1 218,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2 850	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年12月13日 至 2034年12月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所(TOKYO PRO Marketを除く)のいずれかに上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ④新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新規発行 株式数} \times \text{1株当たり 払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する当社の普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	4,440,000	—	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
新保 光栄	新潟県小千谷市	2,509,900	62.75
小千谷産業株式会社	新潟県小千谷市本町1丁目3番3号	599,500	14.98
安藤 敏幸	東京都江戸川区	189,000	4.72
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神1丁目1番地	120,000	3.00
田中 耕介	神奈川県横浜市港北区	100,000	2.50
新保 登	新潟県小千谷市	100,000	2.50
海津 勇一郎	新潟県長岡市	80,000	2.00
大塚 勇栄	埼玉県さいたま市南区	80,000	2.00
新保 ミイ	新潟県小千谷市	80,000	2.00
新保 ゆかり	新潟県小千谷市	40,000	1.00
計	—	3,898,400	97.47

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合 (%) は、小数点以下3位を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 440,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,999,500	39,995	1単元の株式数は 100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,440,000	—	—
総株主の議決権	—	39,995	—

②【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エンゼルグループ	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢 一丁目1番15号	440,500	—	440,500	9.92
計	—	440,500	—	440,500	9.92

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2024年9月から2025年2月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任大和監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,714,405	11,841,751
受取手形及び売掛金	595,921	702,085
販売用不動産	1,364,163	2,069,520
商品及び製品	91,170	104,106
未成工事支出金	210,018	33,295
原材料及び貯蔵品	35,329	41,452
その他	655,811	668,408
貸倒引当金	△28,036	△35,034
流動資産合計	15,638,783	15,425,586
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,331,768	2,909,153
その他	1,521,161	1,240,571
有形固定資産合計	3,852,929	4,149,724
無形固定資産		
のれん	20,350	18,130
その他	26,334	36,542
無形固定資産合計	46,684	54,672
投資その他の資産		
その他	328,566	368,917
貸倒引当金	△15,109	△14,929
投資その他の資産合計	313,457	353,988
固定資産合計	4,213,071	4,558,386
資産合計	19,851,854	19,983,972

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	148,365	122,955
工事未払金	14,080	24,072
1年内償還予定の社債	170,800	149,500
1年内返済予定の長期借入金	400,401	411,445
リース債務	—	2,949
未払法人税等	91,535	258,650
賞与引当金	83,684	84,174
その他	1,348,648	1,120,427
流動負債合計	2,257,516	2,174,175
固定負債		
社債	318,400	255,200
長期借入金	2,243,333	2,193,788
リース債務	—	16,893
退職給付に係る負債	7,988	7,988
資産除去債務	72,775	73,264
企業結合に係る特定勘定	815,191	727,714
その他	939,399	923,252
固定負債合計	4,397,087	4,198,100
負債合計	6,654,603	6,372,275
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	7,362	7,362
利益剰余金	13,451,801	13,874,598
自己株式	△374,425	△374,425
株主資本合計	13,184,738	13,607,536
新株予約権	12,512	4,159
純資産合計	13,197,251	13,611,696
負債純資産合計	19,851,854	19,983,972

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高	4,486,688	5,266,246
売上原価	1,257,471	1,209,070
売上総利益	3,229,217	4,057,175
販売費及び一般管理費	※ 3,132,243	※ 3,446,866
営業利益	96,974	610,309
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	987	1,612
受取保険料	—	1,790
受取手数料	381	2,169
業務受託料	1,914	1,914
土地使用料	5,658	5,466
その他	7,311	1,747
営業外収益合計	16,253	14,700
営業外費用		
支払利息	9,901	15,671
その他	3,140	2,697
営業外費用合計	13,042	18,369
経常利益	100,185	606,641
特別利益		
固定資産売却益	98	10,002
新株予約権戻入益	—	18,637
収用補償金	24,913	10,678
特別利益合計	25,011	39,317
特別損失		
減損損失	10,162	2,093
固定資産除却損	29,031	4,252
特別損失合計	39,193	6,346
税金等調整前中間純利益	86,004	639,612
法人税等	40,115	212,814
中間純利益	45,888	426,797
親会社株主に帰属する中間純利益	45,888	426,797

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間純利益	45,888	426,797
中間包括利益 (内訳)	45,888	426,797
親会社株主に係る中間包括利益	45,888	426,797

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	86,004	639,612
減価償却費	110,026	143,930
のれん償却額	—	2,220
減損損失	10,162	2,093
株式報酬費用	3,522	10,284
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,062	489
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9,953	6,818
受取利息及び受取配当金	△987	△1,612
支払利息	9,901	15,671
支払手数料	2,000	—
固定資産除却損	29,031	4,252
固定資産売却損益 (△は益)	△98	△10,002
収用補償金	△24,913	△10,678
新株予約権戻入益	—	△18,637
売上債権の増減額 (△は増加)	△104,119	△106,557
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△412,953	△719,275
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	80,317	176,722
前払金の増減額 (△は増加)	175,526	118,662
仕入債務の増減額 (△は減少)	22,161	△15,417
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,308	102,966
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△41,182	△94,701
未払金の増減額 (△は減少)	5,900	△70,422
契約負債の増減額 (△は減少)	△132,890	△223,416
その他	△47,703	△75,875
小計	△272,620	△122,869
利息及び配当金の受取額	981	1,528
利息の支払額	△9,972	△16,734
環境対策費用の支払額	△218,244	△83,412
補償金の受取額	24,913	10,678
法人税等の支払額又は還付額	192,322	△80,534
営業活動によるキャッシュ・フロー	△282,620	△291,344
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△320,641	△300,620
定期預金の払戻による収入	320,641	300,615
有形固定資産の取得による支出	△745,665	△468,058
有形固定資産の売却による収入	98	38,099
無形固定資産の取得による支出	△1,432	△14,153
長期貸付金の回収による収入	2,431	2,471
預り敷金保証金の受入による収入	8,400	1,600
その他	△36,277	△12,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	△772,444	△452,867
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△150,000	—
リース債務の返済による支出	—	△1,446
長期借入金の返済による支出	△118,905	△200,515
長期借入れによる収入	1,200,000	162,013
社債の償還による支出	△70,300	△84,500
社債の発行による収入	200,000	—
配当金の支払額	△3,999	△3,999
支払手数料の支払額	△2,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,054,795	△128,447
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△269	△872,659
現金及び現金同等物の期首残高	11,629,404	12,193,754
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 11,629,135	※ 11,321,094

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは株式会社エンゼルの吸収合併しております。これにより、株式会社エンゼルは当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給料及び手当	890,805千円	984,776千円
業務委託料	323,848 "	368,324 "
賞与引当金繰入額	73,998 "	77,666 "
退職給付費用	13,450 "	12,723 "
貸倒引当金繰入額	△6,008 "	△2,883 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	12,149,783千円	11,841,751千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△520,648 "	△520,657 "
現金及び現金同等物	11,629,135千円	11,321,094千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,999	1.00	2023年8月31日	2023年11月28日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,999	1.00	2024年8月31日	2024年11月29日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社間の事業承継及び合併)

2024年9月1日付で当社の連結子会社である株式会社エンゼルは、当社の連結子会社である株式会社エンゼルホテルズ及び株式会社エンゼルコミュニティへ吸収分割並びに株式会社エンゼルフォレストリゾートとの吸収合併を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 本吸収分割

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

分割会社の名称	株式会社エンゼル
分割する事業の内容	宿泊事業、不動産管理事業
承継会社の名称	株式会社エンゼルホテルズ
承継する事業の内容	宿泊事業
承継会社の名称	株式会社エンゼルコミュニティ
承継する事業の内容	不動産管理事業

② 企業結合日

2024年9月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社エンゼルを分割会社、株式会社エンゼルホテルズ及び株式会社エンゼルコミュニティを承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

(2) 本吸収合併

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社エンゼルフォレストリゾート
事業の内容	不動産管理事業
被結合企業の名称	株式会社エンゼル
事業の内容	宿泊事業、不動産管理事業

② 企業結合日

2024年9月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社エンゼルフォレストリゾートを存続会社、株式会社エンゼルを消滅会社とする吸収合併方式

④ 結合後企業の名称

株式会社エンゼルフォレストリゾート

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループのスケールメリットの獲得や経営リソースの集約による効率化及び管理コストの削減による経営の効率化を行うことを目的として事業承継及び合併することとしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
宿泊部門	1,897,625	2,574,317
管理部門	1,005,170	1,171,340
不動産部門	1,156,756	1,143,393
その他	427,136	377,194
顧客との契約から生じる収益	4,486,688	5,266,246
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,486,688	5,266,246

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
(2) 1株当たり中間純利益	11.47円	106.71円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	45,888	426,797
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	45,888	426,797
普通株式の期中平均株式数(株)	3,999,500	3,999,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	2022年11月28日 定時株主総会 決議の新株予約権 普通株式 103,000株 2023年12月14日 取締役会決議 の新株予約権 普通株式 144,500株	2024年12月12日 取締役会決議 の新株予約権 普通株式 219,000株 これらの詳細については、「第 5 発行者の状況 1 株式等の状 況(2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2024年11月28日開催の取締役会において、名鉄都市開発株式会社が営む名鉄赤沢別荘地の管理事業を吸収分割の方法により承継する方針を決定し、同日、名鉄都市開発株式会社との間で吸収分割契約を締結し、2025年3月31日に実施いたしました。

本吸収分割の主な内容は、次のとおりであります。

1. 吸収分割の主な目的

当社グループが運営するホテルや管理する別荘地のノウハウを用いて、リゾート市場の活性化を通じて、当社グループの成長に寄与するものと判断いたしました。

2. 本吸収分割契約の日程

取締役会決議日	2024年11月28日
吸収分割契約締結日	2024年11月28日
効力発生日	2025年3月31日

3. 本吸収分割の方式

名鉄都市開発株式会社が営む名鉄赤沢別荘地の管理事業に関する権利義務を当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートに承継させる吸収分割方式です。

4. 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

5. 本吸収分割の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	0千円
取得原価		0千円

6. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

7. 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

8. 企業結合日に受け入れる資産及び引受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社大林組が営む静岡県東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業を会社分割により承継する方針を決定し、同日、株式会社大林組との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割の主な内容は、次のとおりであります。

1. 吸収分割の主な目的

当社グループが保有する別荘地管理のノウハウを用いることで、当該別荘地の更なる価値向上、利益拡大を図れるものと判断いたしました。

2. 本吸収分割契約の日程

取締役会決議日	2025年3月19日
吸収分割契約締結日	2025年3月19日
効力発生日	2025年10月1日（予定）

3. 本吸収分割の方式

株式会社エンゼルフォレストリゾートを承継会社とし、株式会社大林組を分割会社とする吸収分割方式です。

4. 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

5. 本吸収分割の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	0千円
取得原価		0千円

6. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

7. 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

8. 企業結合日に受け入れる資産及び引受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(第4回新株予約権の発行)

当社は、2025年4月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年4月30日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の数

3,380個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は50株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する当社の普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2027年4月15日から2035年4月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 本新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く。）のいずれかに上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合その他本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- ⑦ その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

2025年4月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 本新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で本新株予約権の全部を取得することができる。
- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、及び本新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合には、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第23条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3(2)で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記3(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3(6)に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3(4)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役及び従業員	20名	1,440個
当社子会社の取締役及び従業員	141名	1,940個
合計	161名	3,380個

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

自己株式取得を行うことで、企業価値向上の観点で将来の機動的な資本政策を可能とするため。

2. 取得の方法

2025年4月14日の基準値段849円で、2025年4月15日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 119,500株

(3) 株式の取得価額の総数 101,455,500円

(4) 取得結果の公表 2025年4月15日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表

(注) 1. 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

2. 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月30日

株式会社エンゼルグループ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂野 英雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲谷 良太郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンゼルグループの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンゼルグループ及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上